

# 自己資本比率規制 第3の柱(市場規律)の開示

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

## ■ 自己資本の構成に関する開示事項

### 1. 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和元年 9月期	令和2年 9月期
<b>コア資本に係る基礎項目（1）</b>		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	38,032	38,423
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	31,262	31,654
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 52	△ 18
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	△ 52	△ 18
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	324	372
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	324	372
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積の永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	418	335
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	156	132
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 38,879	39,245
<b>コア資本に係る調整項目（2）</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	255	573
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	255	573
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 255	573
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 38,624	38,671
<b>リスク・アセット等（3）</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	449,865	453,317
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	41	41
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	41	41
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,748	21,399
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 471,614	474,716
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.18	8.14

## 2. 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和元年 9月期	令和2年 9月期
<b>コア資本に係る基礎項目（1）</b>		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	37,467	37,836
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	30,697	31,066
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	322	370
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	322	370
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	418	335
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	38,208	38,542
<b>コア資本に係る調整項目（2）</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	261	595
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	261	595
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	261	595
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	37,947	37,947
<b>リスク・アセット等（3）</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	449,512	454,068
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	41	41
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	41	41
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,367	20,978
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	470,880	475,047
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.05	7.98

## ■ 定量的な開示事項

### 1. 自己資本の充実度に関する事項

#### (1) 所要自己資本の額 (注)

(単位：百万円)

項 目	令和元年9月期		令和2年9月期	
	連結	単体	連結	単体
<b>信用リスク・アセット</b>	<b>17,994</b>	<b>17,980</b>	<b>18,132</b>	<b>18,162</b>
資産（オン・バランス）項目	17,963	17,949	18,101	18,131
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	5	5	5	5
我が国の政府関係機関向け	4	4	4	4
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	64	64	55	55
法人等向け	3,285	3,546	3,010	3,304
中小企業等向け及び個人向け	9,212	9,212	9,331	9,331
抵当権付住宅ローン	1,932	1,932	2,160	2,160
不動産取得等事業向け	1,722	1,722	1,787	1,787
三月以上延滞等	118	118	62	62
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	85	85	86	86
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	186	189	195	198
（うち出資等のエクスポージャー）	186	189	195	198
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-
上記以外	1,331	1,053	1,396	1,129
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	311	311	341	341
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	169	166	198	196
（うち上記以外のエクスポージャー）	850	575	856	590
証券化（オリジネーターの場合）	-	-	-	-
証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	10	10	3	3
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1	1	1	1
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により	-	-	-	-
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
オフ・バランス取引等項目	27	27	28	28
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-
原契約期間が1年以下のコミットメント	-	-	-	-
短期の貿易関連偶発債務	0	0	0	0
特定の取引に係る偶発債務	1	1	1	1
（うち経過措置を適用する元本補填信託契約）	-	-	-	-
N I F又はR U F	-	-	-	-
原契約期間が1年超のコミットメント	-	-	-	-
内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-
信用供与に直接的に代替する偶発債務	15	15	16	16
（うち借入金の保証）	15	15	16	16
（うち有価証券の保証）	-	-	-	-
（うち手形引受）	-	-	-	-
（うち経過措置を適用しない元本補填信託契約）	-	-	-	-
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-	-	-	-
控除額（△）	-	-	-	-
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-	-	-	-
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	8	8	8	8
派生商品取引	2	2	2	2
外為関連取引	0	0	0	0
金利関連取引	1	1	1	1
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	0	0	0	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-
C V Aリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	3	3	3	3
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	-	-
<b>オペレーショナル・リスク（基礎的手法）</b>	<b>869</b>	<b>854</b>	<b>855</b>	<b>839</b>
<b>総所要自己資本額</b>	<b>18,864</b>	<b>18,835</b>	<b>18,988</b>	<b>19,001</b>

(注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットに4%を乗じた額であります。

2. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び主な種類別の内訳

(連結)

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月期 信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー (注)	
国	1,162,574	821,946	130,297	379	3,195
海	-	-	-	-	-
<b>地域別合計</b>	<b>1,162,574</b>	<b>821,946</b>	<b>130,297</b>	<b>379</b>	<b>3,195</b>
製造業	38,822	36,969	1,853	-	37
農業、林業	929	929	-	-	6
漁業	428	428	-	-	0
鉱業、採石業、砂利採取業	122	122	-	-	-
建設業	33,905	33,605	300	-	111
電気・ガス・熱供給・水道業	2,511	2,410	100	-	0
情報通信業	1,601	1,601	-	-	20
運輸業、郵便業	16,564	7,939	8,625	-	7
卸売業、小売業	45,047	44,297	750	-	193
金融業、保険業	34,579	16,040	13,304	378	-
不動産業、物品賃貸業	46,289	46,189	100	-	136
宿泊業、飲食サービス業	12,613	12,613	-	-	264
学術研究、専門・技術サービス業	8,418	8,368	50	-	3
生活関連サービス業、娯楽業	5,691	5,691	-	-	19
教育、学習支援業	3,026	3,026	-	-	-
医療、福祉	46,314	46,314	-	-	260
サービス業	14,236	14,236	-	-	13
地方公共団体	280,570	175,357	105,212	-	-
その他	570,899	365,804	-	1	2,119
<b>業種別合計</b>	<b>1,162,574</b>	<b>821,946</b>	<b>130,297</b>	<b>379</b>	<b>3,195</b>
1年以下	133,255	111,522	16,861	14	-
1年超3年以下	78,010	34,515	43,399	95	-
3年超5年以下	88,496	58,798	29,625	73	-
5年超7年以下	63,036	49,513	13,495	27	-
7年超10年以下	87,406	68,637	18,739	30	-
10年超	500,053	491,738	8,176	138	-
期間の定めのないもの	212,315	7,221	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>1,162,574</b>	<b>821,946</b>	<b>130,297</b>	<b>379</b>	<b>-</b>

(単位：百万円)

区 分	令和2年9月期 信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー (注)	
国	1,272,925	886,783	128,254	320	2,914
海	-	-	-	-	-
<b>地域別合計</b>	<b>1,272,925</b>	<b>886,783</b>	<b>128,254</b>	<b>320</b>	<b>2,914</b>
製造業	42,338	40,833	1,504	-	415
農業、林業	933	933	-	-	5
漁業	415	415	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	222	222	-	-	-
建設業	39,126	38,925	200	-	36
電気・ガス・熱供給・水道業	2,552	2,552	-	-	-
情報通信業	1,858	1,858	-	-	20
運輸業、郵便業	15,872	8,662	7,209	-	5
卸売業、小売業	51,560	50,809	750	-	242
金融業、保険業	38,535	20,756	12,725	318	-
不動産業、物品賃貸業	50,668	50,568	100	-	119
宿泊業、飲食サービス業	15,227	15,227	-	-	596
学術研究、専門・技術サービス業	9,576	9,526	50	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	6,925	6,925	-	-	10
教育、学習支援業	3,316	3,316	-	-	-
医療、福祉	52,259	52,259	-	-	143
サービス業	16,439	16,389	50	-	71
地方公共団体	287,203	181,539	105,663	-	-
その他	637,892	385,059	-	1	1,247
<b>業種別合計</b>	<b>1,272,925</b>	<b>886,783</b>	<b>128,254</b>	<b>320</b>	<b>2,914</b>
1年以下	147,641	121,576	21,304	25	-
1年超3年以下	76,486	37,702	38,701	81	-
3年超5年以下	82,105	58,844	23,237	22	-
5年超7年以下	55,049	45,030	9,962	56	-
7年超10年以下	124,139	103,174	20,934	30	-
10年超	527,761	513,543	14,114	103	-
期間の定めのないもの	259,741	6,909	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>1,272,925</b>	<b>886,783</b>	<b>128,254</b>	<b>320</b>	<b>-</b>

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(単体)

(単位：百万円)

区 分		令和元年9月期				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		信用リスクエクスポージャーの中間期末残高			三月以上延滞 エクスポージャー (注)	
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
地 域 別	内 国	1,162,255	828,472	130,297	379	3,195
	外 海	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,162,255	828,472	130,297	379	3,195
業 種 別	製 造 業	38,822	36,969	1,853	-	37
	農 業、林 業	929	929	-	-	6
	漁 業	428	428	-	-	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	122	122	-	-	-
	建設業	33,905	33,605	300	-	111
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,511	2,410	100	-	0
	情報通信業	1,601	1,601	-	-	20
	運輸業、郵便業	16,564	7,939	8,625	-	7
	卸売業、小売業	45,047	44,297	750	-	193
	金融業、保険業	34,579	16,040	13,304	378	-
	不動産業、物品賃貸業	52,815	52,715	100	-	136
	宿泊業、飲食サービス業	12,613	12,613	-	-	264
	学術研究、専門・技術サービス業	8,418	8,368	50	-	3
	生活関連サービス業、娯楽業	5,691	5,691	-	-	19
	教育、学習支援業	3,026	3,026	-	-	-
	医療、福祉	46,314	46,314	-	-	260
	サービス業	14,236	14,236	-	-	13
	地方公共団体	280,570	175,357	105,212	-	-
	その他	564,055	365,804	-	1	2,119
	業 種 別 合 計		1,162,255	828,472	130,297	379
残 存 期 間 別	1 年 以 下	133,450	111,718	16,861	14	
	1 年 超 3 年 以 下	79,444	35,949	43,399	95	
	3 年 超 5 年 以 下	91,709	62,010	29,625	73	
	5 年 超 7 年 以 下	64,599	51,076	13,495	27	
	7 年 超 10 年 以 下	87,406	68,637	18,739	30	
	10 年 超	500,175	491,860	8,176	138	
	期間の定めのないもの	205,470	7,221	-	-	
残 存 期 間 別 合 計		1,162,255	828,472	130,297	379	

(単位：百万円)

区 分		令和2年9月期				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		信用リスクエクスポージャーの中間期末残高			三月以上延滞 エクスポージャー (注)	
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
地 域 別	内 国	1,273,662	894,152	128,254	320	2,914
	外 海	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,273,662	894,152	128,254	320	2,914
業 種 別	製 造 業	42,338	40,833	1,504	-	415
	農 業、林 業	933	933	-	-	5
	漁 業	415	415	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	222	222	-	-	-
	建設業	39,126	38,925	200	-	36
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,552	2,552	-	-	-
	情報通信業	1,858	1,858	-	-	20
	運輸業、郵便業	15,872	8,662	7,209	-	5
	卸売業、小売業	51,560	50,809	750	-	242
	金融業、保険業	38,535	20,756	12,725	318	-
	不動産業、物品賃貸業	58,037	57,936	100	-	119
	宿泊業、飲食サービス業	15,227	15,227	-	-	596
	学術研究、専門・技術サービス業	9,576	9,526	50	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	6,925	6,925	-	-	10
	教育、学習支援業	3,316	3,316	-	-	-
	医療、福祉	52,259	52,259	-	-	143
	サービス業	16,439	16,389	50	-	71
	地方公共団体	287,203	181,539	105,663	-	-
	その他	631,261	385,059	-	1	1,247
	業 種 別 合 計		1,273,662	894,152	128,254	320
残 存 期 間 別	1 年 以 下	147,917	121,853	21,304	25	
	1 年 超 3 年 以 下	77,584	38,800	38,701	81	
	3 年 超 5 年 以 下	85,683	62,422	23,237	22	
	5 年 超 7 年 以 下	56,238	46,220	9,962	56	
	7 年 超 10 年 以 下	125,252	104,288	20,934	30	
	10 年 超	527,875	513,657	14,114	103	
	期間の定めのないもの	253,110	6,909	-	-	
残 存 期 間 別 合 計		1,273,662	894,152	128,254	320	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の中間期末残高及び期中の増減額

## ア. 中間期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月期						令和2年9月期					
	(連結)			(単体)			(連結)			(単体)		
	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高
一 般 貸 倒 引 当 金	305	18	324	303	19	322	318	54	372	316	54	370
個 別 貸 倒 引 当 金	2,234	△ 27	2,207	2,219	△ 24	2,195	2,557	156	2,714	2,529	149	2,678
合 計	2,540	△ 8	2,531	2,522	△ 5	2,517	2,875	210	3,086	2,845	204	3,049

## イ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月期						令和2年9月期					
	(連結)			(単体)			(連結)			(単体)		
	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高
内 国	2,234	△ 27	2,207	2,219	△ 24	2,195	2,557	156	2,714	2,529	149	2,678
外 海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	2,234	△ 27	2,207	2,219	△ 24	2,195	2,557	156	2,714	2,529	149	2,678
製 造 業	404	3	407	404	3	407	518	0	518	518	0	518
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	208	16	225	208	16	225	285	△ 2	282	285	△ 2	282
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	20	-	20	20	-	20	20	-	20	20	-	20
運 輸 業、郵 便 業	5	1	6	5	1	6	5	△ 0	5	5	△ 0	5
卸 売 業、小 売 業	397	△ 4	392	397	△ 4	392	336	42	379	336	42	379
金 融 業、保 険 業	2	5	8	2	5	8	2	0	2	2	0	2
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	170	△ 30	140	170	△ 30	140	218	9	227	218	9	227
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	369	23	392	369	23	392	474	32	507	474	32	507
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス 業	18	△ 15	2	18	△ 15	2	2	0	2	2	0	2
生 活 関 連 サービス 業、娯 楽 業	20	0	20	20	0	20	20	0	20	20	0	20
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	102	△ 11	90	102	△ 11	90	82	2	84	82	2	84
サ ー ビ ス 業	49	△ 0	49	49	△ 0	49	60	9	69	60	9	69
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	465	△ 16	449	450	△ 13	437	531	63	594	503	56	559
業 種 別 合 計	2,234	△ 27	2,207	2,219	△ 24	2,195	2,557	156	2,714	2,529	149	2,678

## (3) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月期		令和2年9月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
製 造 業	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	-	-	0	0
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	3	3	-	-
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス 業	-	-	-	-
生 活 関 連 サービス 業、娯 楽 業	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-
そ の 他	2	2	-	-
合 計	5	5	0	0

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 (注1)

(単位：百万円)

区 分(注2)	令和元年9月期				令和2年9月期			
	(連結)		(単体)		(連結)		(単体)	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	490,909	-	490,909	-	589,916	-	589,916
10%	9,741	23,540	9,741	23,540	8,867	23,664	8,867	23,664
20%	10,973	2,602	10,973	2,602	8,749	2,105	8,749	2,105
35%	-	137,487	-	137,487	-	153,807	-	153,807
50%	14,754	576	14,754	576	13,739	1,625	13,739	1,625
75%	100	301,238	100	301,238	100	305,512	100	305,512
100%	3,039	147,009	3,039	146,719	2,804	142,434	2,804	143,185
150%	-	1,315	-	1,315	-	621	-	621
250%	-	4,080	-	4,050	-	4,671	-	4,657
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	38,609	1,108,759	38,609	1,108,440	34,261	1,224,358	34,261	1,225,096

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーはリスク削減手法適用後のリスク・ウェイトにより区分しております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (注)

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月期		令和2年9月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
適 格 金 融 資 産 担 保	7,733	7,733	7,727	7,727
現 金 及 び 自 行 預 金	7,601	7,601	7,610	7,610
適 格 債 券	-	-	-	-
適 格 株 式	131	131	116	116
適 格 保 証、適 格 クレジット・デリバティブ	43,145	43,145	46,689	46,689
適 格 保 証	43,145	43,145	46,689	46,689

(注) 当行は、適格金融資産担保について包括的手法を採用しております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式  
カレント・エクスポージャー方式

(2) グロス再構築コストの額 (注)

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月期		令和2年9月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
派 生 商 品 取 引	47	47	45	45
外 国 為 替 関 連 取 引	7	7	8	8
金 利 関 連 取 引	39	39	35	35
クレジット・デリバティブ取引	-	-	1	1

(注) 長期決済期間取引はありません。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案前及び勘案後の与信相当額 (注1)

(単位：百万円)

区 分	令和元年9月期				令和2年9月期			
	(連結)		(単体)		(連結)		(単体)	
	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後
派 生 商 品 取 引(注2)	379	379	379	379	320	320	320	320
外 国 為 替 関 連 取 引	14	14	14	14	13	13	13	13
金 利 関 連 取 引	196	196	196	196	190	190	190	190
クレジット・デリバティブ取引	168	168	168	168	117	117	117	117

(注) 1. 長期決済期間取引はありません。  
2. 派生商品取引に対する担保はありません。

(4) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

区 分		令和元年9月期		令和2年9月期	
		(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入 プロテクションの提供	1,688	1,688	1,156	1,156
		-	-	-	-

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 中間（連結）貸借対照表計上額（時価）、評価損益

（単位：百万円）

区 分	令和元年9月期				令和2年9月期			
	（連結）		（単体）		（連結）		（単体）	
	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益
上場している出資等又は株式等	10,589	6,146	10,589	6,146	10,817	6,144	10,817	6,144
上記に該当しない出資等又は株式等	226	-	301	-	226	-	301	-
合 計	10,815	6,146	10,890	6,146	11,043	6,144	11,118	6,144

(2) 売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	令和元年9月期		令和2年9月期	
	（連結）	（単体）	（連結）	（単体）
売却による損益額	-	-	2	2
償却による損益額	-	-	-	-
合 計	-	-	2	2

(3) 中間（連結）貸借対照表及び中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額  
該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

区 分	令和元年9月期		令和2年9月期	
	（連結）	（単体）	（連結）	（単体）
ルック・スルー方式（注1）	600	599	405	404
マンドート方式（注2）	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）（注3）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（注4）	-	-	-	-
合 計	600	599	405	404

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、「保有エクスポージャーの裏付けとなる資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）を、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、(注) 1 が適用できない場合に、裏付けとなる資産等の運用に関する基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定し、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式」とは、(注) 1 及び2 が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。
4. 「フォールバック方式」とは、上記の方式がすべて適用できない場合、保有エクスポージャーに1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。

8. 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和2年9月期	令和元年9月期	令和2年9月期	令和元年9月期
1	上方パラレルシフト	4,724	4,968	1,417	
2	下方パラレルシフト	0	0	4,667	
3	スティープ化	7,480	6,910		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,480	6,910	4,667	
		ホ		ヘ	
		令和2年9月期		令和元年9月期	
8	自己資本の額	37,947		37,947	

- (注) 1. 上記「IRRBB1：金利リスク」の二欄は、「開示告示 別紙様式第11号の2」の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。
2. 連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模から金利リスクに及ぼす影響は軽微であることから、連結の金利リスクは単体の金利リスクと等しいものとみなしています。
3. 外貨については、重要性の観点より対象外としています。